

＼ 農業者のみなさまへ ／

# 収入保険制度がはじまります

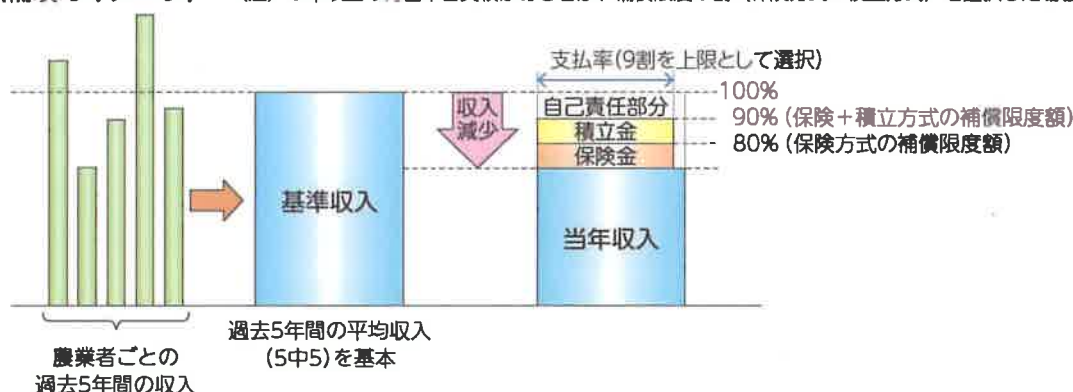
## 収入保険制度の仕組み

### 収入保険制度とは

農業者（個人・法人）が加入できる保険制度で、自然災害や価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補てんする仕組みです。収入全体を見て総合的に判断できる新たなセーフティネットとして平成31年から実施されます。

加入申請は  
**平成30年  
10～11月**  
です！

〈補填のイメージ〉 (注) 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割（保険方式+積立方式）を選択した場合



### 誰でも加入できるの？

- ・青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
- ・野菜価格安定制度やナラシ対策などの国が行う類似制度とは選択加入です。
- ・畜産経営安定対策（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は収入保険の対象外ですが、他の品目との複合経営の場合は他の品目のみ収入保険の対象になります。

## 青色申告を始めましょう

収入保険に加入するためには、青色申告を行っている必要があります。青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールで、税制上のメリットもあります。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年分の所得から青色申告を行うことができ、翌年に確定申告を行い、収入保険制度への加入申請ができます。

収入保険制度の詳細内容は、農林水産省のホームページに公開されています。  
お問い合わせはお近くのNOSAIまで

長崎県南農業共済組合 ☎0957-27-0880